

R1~R2

令和元年度異常少雪に伴う 緊急支援等を実施します。

事業者の
皆さまへ

令和元年12月からの異常少雪により、経営に支障が生じている者又は今後の資金繰り等に支障をきたすおそれがある市内中小企業者（小規模事業者、個人事業主を含む）への信用保証料補給等の緊急支援を、予算の範囲内で行います。詳細は、魚沼市商工観光課にお問い合わせください。



1. 魚沼市異常少雪対策特別支援資金信用保証料等補給及び新潟県セーフティネット資金 (少雪対策特別融資)信用保証料補給

融資制度	魚沼市異常少雪対策特別支援資金	新潟県セーフティネット資金 (少雪対策特別融資)
概要	異常少雪等の影響で令和元年12月以降経営に支障等が生じている、又は今後の資金繰り等に支障をきたすおそれがある中小企業者の資金繰りを支援。	
融資・市支援対象者	市内で、原則として1年以上継続して同一事業を営む中小企業者のうち次に掲げる者(ただし、市税の滞納者等、市が定める要件に該当する者は除く。) ・建設事業者(道路除雪、屋根雪除雪等事業者を含む。) ・宿泊事業者 ・スキー場事業者 ・燃料販売事業者 ・一般飲食事業者 ・小売事業者 ・製造事業者 ・自動車整備事業者	融資は県内の中小企業者等 市支援は、市内で、原則として1年以上継続して同一事業を営む中小企業者(ただし、市税の滞納者等、市が定める要件に該当する者は除く。) 
資金用途	運転資金(新規のみ、借換は不可)	
融資限度額	1,000万円	3,000万円
融資利率 (年率・固定金利)	1.25%	3年以内 1.25% 3年超5年以内 1.45% 5年超7年以内 1.65%
融資期間	5年以内(据置1年以内)	7年以内(据置2年以内)
返済方法	元金均等月賦返済	
信用保証	新潟県信用保証協会の保証付き	
取扱期間	令和2年4月30日まで	
市支援策	【信用保証料補給】 100%補給 【利子補給】 R1.12月からR2.2月の3ヵ月の売上が前年同期比で減収割合50%以上の事業者 100%補給(延滞分は除く。)	【信用保証料補給】 融資額1,000万円以下 100% 融資額1,000万円超 50%
その他	本融資は、魚沼市単独の融資制度 他の融資制度との併用は可能(支援対策は、各制度分のみ)	本融資は、新潟県による融資制度

※融資制度のご利用にあたっては、事前に市内金融機関とご相談のうえ申請をお願いします。

裏面に続く



2. 異常少雪特別支援金



支 援 制 度	異常少雪特別支援金
制 度 概 要	今冬の異常少雪により経営に支障等が生じている中小企業者に対し、特別支援金を支給する。
対 象 者	異常少雪により R1. 12 月から R2. 2 月の売上が 3 ヶ月の前年同期間比で減収割合 50%以上の中小企業者で次に掲げる者 ・建設事業者(道路除雪、屋根雪除雪等事業者を含む。) ・宿泊事業者 ・燃料販売事業者 ・小売事業者 ・自動車整備事業者 ・スキー場事業者 ・一般飲食事業者 ・製造事業者
支 援 内 容	特別支援金 10 万円を 1 回限り支給
申 請 期 間	令和 2 年 3 月 2 日から令和 2 年 3 月 31 日
必 要 資 料 等	上記 3 ヶ月間を比較できる資料
そ の 他	制度詳細は市報 2 月 25 号及びホームページ等に掲載致します。
申 請 先	魚沼市役所 産業経済部 商工観光課 (湯之谷庁舎)

※申請の際は、事前に商工観光課へお問合せください。



融資申込先

第四銀行小出中央支店・堀之内支店、北越銀行小出支店、大光銀行小出支店、新潟縣信用組合小出支店・堀之内支店、塩沢信用組合小出郷支店、北魚沼農業協同組合市内各支店
※北魚沼農業協同組合は、魚沼市異常少雪対策特別資金のみの取り扱いとなります。

【お問合せ】 魚沼市 産業経済部 商工観光課 電話 025-792-9753

